

令和5年3月8日

各 位

南アルプス市役所  
総務部 総務課

## 南アルプス市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

南アルプス市建設工事標準請負契約約款について、令和5年4月1日から下記のとおり改正しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正理由

(1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）等の取扱いに準拠するために行うもの

①近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害応急対策又は災害復旧工事において発注者が損害合計額を負担することを明記

②公共工事における更なる暴力団排除の徹底の観点から、暴力団排除条項の対象を拡大

(2) その他文言の修正を行うもの

#### 2 改正内容

(1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）等の取扱いに準拠するために行うもの

①災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額を負担するものとする事とした。

(第30条)

②受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できる事とした。

(第48条)

(2) その他文言の修正を行うもの

文言の誤記の訂正を行った。

(第16条、【部分払用のみ】第5条第4項、第54条第3項、

【中間前金払用のみ】第7条の2第1項)

#### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。